教育旅行推進事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　二本松市観光連盟（以下「観光連盟」という。）は、体験・滞在型観光を推進し地域活性化につなげることを目的とし、小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）が実施する修学旅行や宿泊学習等（以下、「教育旅行」という。）に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

（助成の対象）

第２条　次の教育旅行を実施する学校に対し、バス経費の一部について、助成金を交付する。

二本松市内の宿泊施設に宿泊し、かつ二本松市内の施設等を利用する場合

２　本事業の対象となる教育旅行に係る旅行業務を取り扱う旅行会社（旅行業を登録する事務所）（以下「旅行会社」という。）に対し、助成金を交付する。

３　第１項の規定にかかわらず、次に該当する場合は助成の対象外とする。

1. 各種大会、イベント、会議への参加に伴う旅行の場
2. 政治活動、宗教活動もしくは営利を目的とする場合
3. 公序良俗に反する場合
4. 教職員の引率する学校行事の一環として行われない場合

（助成対象バス）

第３条　助成の対象となるバスは、一般貸切旅客自動車運送事業を登録する事業所のバス等とする。

（助成の内容及び助成額）

第４条　第２条及び第３条の助成要件を満たした教育旅行に対する助成額は、別表１のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、本助成金以外の補助金を併用して交付を受ける場合は、本助成金以外の助成金との合計額がバス経費の総額を超えない範囲で助成金を交付するものとする。

（助成金の交付申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする学校は、教育旅行推進事業助成金交付申請書（学校用）に、次に掲げる書類を添えて、観光連盟会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

1. 旅程表
2. 参加者名簿
3. バス料金見積書の写し（バス会社または旅行会社が発行したもの）
4. 本助成金以外に補助を受ける場合はその申請書の写し

２　助成金の交付を受けようとする旅行会社は、教育旅行推進事業助成金交付申請書（旅行会社用）に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

1. 旅程表
2. 本助成金以外に補助金を受ける場合はその申請書の写し

（変更（中止）の承認の申請）

第６条　助成金の交付の決定を受けた者は、その申請事項について変更が生じ

た場合は、速やかに教育旅行推進事業変更（中止）承認申請書に必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

（実績報告及び交付請求）

第７条　助成金の交付を受けようとする学校は、事業が完了した日から１４日以内に、教育旅行推進事業助成金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

1. 参加者名簿
2. バス料金請求書の写し（バス会社または旅行会社が発行したもの）
3. 宿泊証明書
4. 教育旅行推進事業助成金交付請求書
5. 助成金振込先通帳の写し

２　助成金の交付を受けようとする旅行会社は、事業が完了した日から１４日以内に、教育旅行推進事業助成金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

1. 教育旅行推進事業助成金交付請求書
2. 助成金振込先通帳の写し

（助成金の交付）

第８条　助成金の交付については、請求のあった日から起算して３０日以内に請求書記載の口座に振込むことで行う。ただし、請求書に不備があった場合は、

交付日を延期できることとする。

２　請求書の誤記入があった場合（観光連盟が再度の振込みを行う場合）は、助成金の合計額から振込訂正手数料を差引いた金額を交付する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要な事

項は、別に定める。

　　　　附則

　この要綱は、令和６年３月２７日から施行する。

　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象 | 区分 | 助成額 |
| 学校 | 福島県外の学校が本事業の対象となる教育旅行を実施する場合（宿泊） | バス１台につき40,000円 |
| 福島県内の学校が本事業の対象となる教育旅行を実施する場合（宿泊） | バス１台につき20,000円 |
| 旅行会社 | 本事業の対象となる教育旅行を取扱う場合 | １校あたり10,000円 |

小規模校（参加者が10名未満）の場合は助成金額を金額の2分の1とする。